

答 申 第 3 号

平成17年1月5日

青森県知事 三村 申吾 殿

青森県個人情報保護審査会

会 長 長谷川 靖晃

青森県個人情報保護条例の改正について（答申）

青森県個人情報保護条例第39条第1項の規定により平成16年3月29日付け青総第923号で諮問されたこのことについて、別添のとおり答申します。



別 紙

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の制定に伴い改正する必要があると考えられる事項等について

答 申

平成17年1月5日

青森県個人情報保護審査会

## 答申に当たって

青森県個人情報保護条例は、個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的として、平成10年12月に制定され、平成11年7月1日から施行されているところである。

しかしながら、この間、高度情報通信化が進み、日常生活が便利になった一方で、個人データが大量に漏えいする事件が発生するなど、個人情報保護に対する県民の関心も高まっている。

国においては、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの個人情報保護関連5法が、平成15年5月30日に公布されたところである。

個人情報の保護に関する法律では、第5条において、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」こととされ、県においても必要な措置をとることが求められている。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、許容限度を超えた個人情報の目的外利用提供が行われている場合等における利用停止請求権や、行政機関の職員等が個人情報の不正な取扱いを行った場合の罰則に係る規定が設けられるなど、行政機関の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるための措置が講じられたところである。

このような背景から、本審査会は青森県知事から諮問を受け、審議を行ってきたところであるが、法律の規定の趣旨を踏まえ、実施機関が保有する個人情報の適切な取扱いを図るとともに、事業者における個人情報の適切な取扱いを図り、県民の個人の権利利益がより保護されることを期待して審議を行ってきた。

本審査会としては、知事におかれては、個人情報保護制度をより充実させるため、この答申の趣旨を踏まえた条例の改正案を議会に上程されることを希望するものである。

# 目 次

## 第1 改正すべき事項及びその内容

1 実施機関	1
2 個人情報取扱事務登録簿	2
3 実施機関における個人情報の取扱い	
(1) 保有の制限等	4
(2) 取得の制限	5
(3) 利用目的の明示	7
(4) 利用及び提供の制限	8
(5) 委託に伴う措置等	9
4 開示請求	
(1) 利用目的の通知	10
(2) 必要的意見聴取	11
(3) 事案の移送	12
(4) 不開示情報	14
(5) 裁量的開示	20
5 訂正等の請求	
(1) 訂正請求権	21
(2) 訂正義務	22
(3) 訂正等の決定通知期限の延長	23
(4) 提供先への通知	24
6 利用停止請求	25
7 適用除外	27
8 個人情報保護審査会の答申内容の公表	29
9 罰則	
(1) 実施機関の職員等に対する罰則	30
(2) 個人情報保護審査会委員に対する罰則	32
(3) 開示を受けた者に対する罰則	33

## 第2 改正の必要がないと考えられる事項等

- 1 死者の個人情報 ..... 34
- 2 情報機器の結合による提供の制限 ..... 35
- 3 事業者が取り扱う個人情報の保護 ..... 36

## 第1 改正すべき事項及びその内容

### 1 実施機関（第2条第2号）

公安委員会及び警察本部長を、条例上の実施機関とする。

#### 【説 明】

(1) 現行の青森県個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、公安委員会及び警察本部長（以下「県警等」という。）は実施機関とされていない。これについては、条例制定の際に「県公安委員会は、県警察を管理し、一体となって犯罪捜査等の警察活動を推進するなど県の一般事務にはみられない特殊性を有しているとともに、他の都道府県公安委員会等と密接な関係を有していること及び既に個人情報保護条例を制定している都道府県においても、公安委員会は実施機関となっていないこと」との理由で、条例上の実施機関となることを見合わせた経緯がある。

(2) しかし、平成15年5月30日に公布された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）では、国家公安委員会及び警察庁が、それぞれ独立した行政機関（実施機関）とされており、また、すべての都道府県において、公安委員会及び警察本部長（警視総監）の実施機関入りに向けて条例の見直しが行われているところである。

また、平成15年6月16日付け総務省政策統括官通知「地方公共団体における個人情報保護対策について」（以下「総務省通知」という。）においても、「現在、都道府県の個人情報保護条例において、実施機関としていない執行機関がある場合には、個人情報の適切な保護の必要性は都道府県の各機関によって異なるものではないこと、行政機関法においても原則としてすべての行政機関を対象としていること等から、各都道府県においては、実施機関としていない執行機関についても、当該執行機関と十分協議の上、個人情報保護条例の対象としていくことが望ましい。」とされている。

(3) これらの状況から、本県においても、県警等を含むすべての機関を条例上の実施機関とすることが適当である。

(4) なお、県警等を実施機関に加えた場合に、条例上の義務のすべてを課すことは、警察業務及び活動等に影響を及ぼし、その責務を遂行できない事態を招くことになり得るため、県警等における個人情報の取扱いについては、制度上一定の配慮をする必要がある。

## 第 1 - 2 個人情報取扱事務登録簿（第 6 条）

個人情報取扱事務登録簿の記載事項に、個人情報電算ファイルの名称を加える。  
犯罪捜査等に関する個人情報取扱事務については、登録の対象外とする。

### 【説 明】

- (1) 条例では、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、一定の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供することとされている。
- (2) 一方、行政機関法では、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報（行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの）を容易に検索することができるように体系的に構成した（データベース化した）情報の集合物を「個人情報ファイル」と定義し、行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、一定の事項を記載した個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならないこととされている。
- (3) ファイル簿の記載事項と登録簿の記載事項は、ほとんど同じであるが、ファイル簿は、犯罪捜査等のために作成・取得した個人情報ファイルや、職員の人事等に関する事項を記録した個人情報ファイル、本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルなど、作成の対象外となっているものが数多くあるのに対し、登録簿は、職員の人事等を取り扱う個人情報取扱事務以外の事務は、すべてこれを作成しなければならないとしている。  
また、登録簿に登録されている個人情報取扱事務の中には、個人情報ファイルに当たらない散在情報が取り扱われているものもあり、登録簿はこのような事務についても管理することができる。
- (4) このため、条例の改正後も、実施機関における個人情報の取扱状況の管理については、ファイル簿ではなく、登録簿により行うことが適当である。
- (5) ただし、行政機関法では、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（電算処理されたものに限る。）を提供したときは、他の不正行為よりも重い罰則を適用することとしており、条例においても行政機関法と同様の規定を設けることとした場合は、一つの個人情報取扱事務においてどのような個人



情報ファイルが利用されるのかをあらかじめ明らかにし、当該罰則の客体を明確化しておく必要がある。

このことから、現行の登録簿の制度を維持しつつも、登録簿の記載事項として、個人情報ファイル（個人情報電算ファイル）の名称を記載させることが適当である。

- (6) 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるに当たっては、警察事務の中には、その内容について秘匿を要するものや存在自体を明らかにできないものがあるなど、個人情報取扱事務を登録し一般の閲覧に供することで、警察活動に支障が生じるものが存在することから、犯罪捜査等に関する個人情報取扱事務については、登録簿の作成対象から除外することが適当である。

## 第 1 - 3 実施機関における個人情報の取扱い

### (1) 保有の制限等（現行条例に規定なし）

実施機関が個人情報を保有する際の制限規定を設ける。

#### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、行政機関における個人情報の保有は、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り許容され、その際、利用目的を可能な限り具体的、個別的に特定すること、そのようにして特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと、利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないことが規定されている。
- (2) 行政機関法における「保有」は、作成、取得、維持・管理を含むものとされている。条例には、収集の制限及び安全性・正確性の確保に関する具体的な規定が置かれているところであるが、これらを包括する規定として、個人情報の保有の制限に関する規定を設けるのが適当である。

## 第1 - 3 実施機関における個人情報の取扱い

### (2) 取得の制限（第7条）

収集の制限等に関する規定については、条文中の「収集」の文言を「取得」に置き換える。

犯罪捜査等、警察活動に支障が生ずるおそれがあるものについては、一定程度の例外規定を設ける。

#### 【説 明】

- (1) 行政機関法には、個人情報の適正な取得についての明文の規定は設けられていない。これは、日本国憲法第73条第1号に内閣の職務として、「法律を誠実に執行し、国務を総理すること」が規定され、国家公務員法第98条第1項に職員の法令遵守義務が規定されているため、個人情報を適正に取得すべきことは、これらの規定から明らかであり、重ねて規定する必要はないと判断されたからである。
- (2) 地方公務員の場合も、地方公務員法第32条に、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務が明記されている。しかし、地方公務員の場合、臨時又は非常勤の調査員、嘱託員等が特別職とされ、同法の規定の適用を受けないので、これらの者の法令遵守義務は、同法第32条により担保されているとはいえない。そのため、条例には、個人情報を適正に取得しなければならない旨の明文の規定を置くことが適当である。
- (3) なお、行政機関法では、第6章（罰則）第55条において「行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定し、文書等の有形の媒体を集める意思をもって自己の占有のもとに置くことを「収集」としているが、条例における「収集」には、個人情報が当該個人の一方的な意思により提供されることにより、実施機関として当該個人情報を収集することとなる場合も含まれている。
- このため、行政機関法の趣旨を踏まえて条例を改正するに当たっては、現行の「収集」を「取得」とし、罰則規定において「収集」という文言を用いることとするのが適当である。
- (4) また、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるに当たっては、犯罪捜査等の警察活動においては、必要な情報を取得するために、現場において即時即応すること

が求められ、いわゆるセンシティブ情報の取得や本人以外から個人情報を取得する場  
合が相当考えられることから、警察活動に支障が生じないように、一定程度の例外規定  
を設けることが適当である。

( 検討経緯 )

警察活動に係る適用除外規定については、明文の規定を置くことによって、場合によっては警  
察活動のほとんどが適用除外となってしまう、条例が事実上機能しなくなるということもあり得  
るので、むしろ、現行条例の「必要であり、かつ、欠くことができない(センシティブ情報)」や、  
「相当の理由(本人収集の例外)」によって判断した方がよいとの意見もあった。

## 第 1 - 3 実施機関における個人情報の取扱い

### (3) 利用目的の明示（現行条例に規定なし）

実施機関が本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示することとする。

#### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、行政機関が本人から直接書面により個人情報を取得するときは、取得された個人情報の多くが、保有個人情報として保有され、その後の行政運営の基礎的な資料として利用されることになることから、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないとされている。
  
- (2) 行政機関法におけるこの規定は、行政機関における適正な個人情報の取扱いを図るために設けられたものであることから、条例においても、同様の規定を設けることが適当である。

## 第 1 - 3 実施機関における個人情報の取扱い

### (4) 利用及び提供の制限（第 8 条第 1 項）

実施機関が保有する個人情報を、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる場合を明確化する。

#### 【説 明】

- (1) 条例では、個人情報が適正に収集された場合であっても、その利用や提供のしかたによっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、個人情報の利用又は提供は、利用目的の達成のために必要な範囲内で行うことを原則とし、実施機関に個人情報の目的外の利用提供をしてはならないことを義務付けるとともに、一定の場合には個人情報の目的外の利用又は提供ができることとしている。
- (2) 行政機関法では、法令に基づく場合のほか、個人情報の目的外利用・提供の例外を認めることが国民負担の軽減、行政効率の増大、本人又は公共の利益の増進につながる場合には、目的外利用・提供に伴う個人の権利利益の侵害のおそれと目的外利用・提供に伴う便益とを比較して、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合を除き、目的外利用・提供禁止原則の一定の例外を認めることとしており、目的外利用・提供ができる場合をより明確に規定していると考えられることから、条例についても、行政機関法を踏まえて改正することが適当である。

## 第 1 - 3 実施機関における個人情報の取扱い

### (5) 委託に伴う措置等（第12条第 2 項）

実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならないこととする。

#### 【説 明】

- (1) 条例では、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。
- (2) 一方、行政機関法では、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとしており、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（以下「現行法」という。）の義務を強化している。
- (3) また、総務省通知においても、「受託者又は受託者であった者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の安全確保について当該地方公共団体と同様の義務を負い、個人情報の漏えい防止等のために必要な措置を講ずることを義務付ける・・・ことが適当である。」とされている。
- (4) これらのことから、条例においても、行政機関法と同様の規定を設け、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものにおける適正な個人情報の取扱いを図ることが適当である。

## 第 1 - 4 開示請求

### (1) 利用目的の通知（現行条例に規定なし）

開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を書面により通知するものとする。

### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、開示請求者に対し、開示する保有個人情報の利用目的を書面により通知しなければならないとされている。
- (2) これについては、個人情報の適正な取扱いを担保するという観点からみれば、保有個人情報の利用目的が明確にされている以上、これを開示請求者に通知するのが適切であると考えられることから、条例においても行政機関法と同様の規定を設けることが適当である。



## 第1 - 4 開示請求

### (2) 必要的意見聴取（現行条例に規定なし）

公益上の理由等による開示を行う際に、情報が開示されることとなる第三者に対して意見書提出の機会を与えることを、実施機関に義務付ける。

#### 【説 明】

(1) 開示請求に係る個人情報が開示請求者以外の第三者（県、国等を除く。以下同じ。）に関する情報であるときは、当該情報に係る第三者の意見を聴取することにより、実施機関がよりの確に開示決定等の判断を行うことが可能となることから、条例では、このようなときには、当該情報に係る第三者に対し、意見書提出の機会を与えることができることとしている。（任意的意見聴取）

(2) 一方、行政機関法では、任意的意見聴取のほかに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示請求者以外の個人情報及び法人等情報を開示しようとするとき又は個人の権利利益を保護するために、保有個人情報の裁量的開示を行おうとするときには、当該第三者に対し、意見書提出の機会を与えなければならないとしている。（必要的意見聴取）

このように、必要的意見聴取の規定が設けられているのは、第三者の権利利益に優越する利益のために個人情報の開示を行うことは必要であるが、情報がひとたび開示されてしまえば、事後に開示決定を取り消す利益は失われ、損害賠償請求以外に救済手段がないことにかんがみれば、事前の手續を保障することは重要であることによるものである。

(3) 条例においても、第三者の権利利益が害されても、それに優越する利益のために個人情報の開示を行うことは必要であると考えられることから、行政機関法と同様に、必要的意見聴取に係る規定を設けることが適当である。

## 第 1 - 4 開示請求

### (3) 事案の移送（現行条例に規定なし）

事案の移送に関する規定を設ける。

#### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるときには、当該保有個人情報の開示の是非をよりよく判断し得るのは、一般的に、当該保有個人情報を提供した行政機関の長であると考えられること等の理由から、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、開示請求を受けた行政機関は、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関に対し、事案を移送することができる旨の規定を設けている。
- (2) 条例では、個人情報保護制度における本人情報に対する開示請求権は、記録されている個人情報の内容を確認するというのもその主眼の一つではあるものの、どの実施機関が、自分に関するどのような情報を、どのように取り扱っているのかということを知り、その実施機関が保有する個人情報に誤りがあるときは訂正等の請求をするために行使していると考えられるべきであることからすると、ある特定の実施機関に対して行使された開示請求権に対する対応を他の実施機関に行わせることとするのは、本来、制度の趣旨に反することとなるとして、事案の移送の規定は設けていない。
- (3) しかし、現状の運用では、他の実施機関から提供を受けた個人情報について開示請求があった場合には、提供先と協議の上、開示・不開示の判断をしているものと思われる。  
また、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるに当たっては、警察が他の実施機関へ提供する個人情報には、公共安全等情報該当性の判断を慎重に行う必要があるものが、数多く存在するものと認められる。
- (4) これらを踏まえると、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関により作成された行政文書に記録されたものであるときなどは、当該他の実施機関において開示の判断をした方が適正に対応できる場合があることから、これらの事案に的確に対応するため、事案の移送に関する規定を設けることが適当である。
- (5) なお、訂正請求に係る事案の移送についても、同様の理由により、これに関する規

定を設けることが適当である。

## 第 1 - 4 開示請求

### (4) 不開示情報（第19条第 1 項第 1 号～第 8 号）

次に掲げる不開示情報に関する規定は、基本的に現行どおりとする。

- ・ 法令秘情報（第19条第 1 項第 1 号）
- ・ 不開示指示情報（第19条第 1 項第 2 号）
- ・ 法人等情報（第19条第 1 項第 4 号）
- ・ 審議検討等情報（第19条第 1 項第 7 号）
- ・ 事務事業情報（第19条第 1 項第 8 号）

次に掲げる不開示情報に関する規定は、行政機関法を参考に改正する。

- ・ 開示請求者以外の個人に関する情報（第19条第 1 項第 3 号）
- ・ 公共安全等情報（第19条第 1 項第 6 号）

次に掲げる不開示情報に関する規定は、削除することとする。

- ・ 評価等情報（第19条第 1 項第 5 号）

次に掲げる不開示情報に関する規定は、新たに設けることとする。

- ・ 開示請求者本人に関する情報
- ・ 任意提供情報

## 【説 明】

(1) 条例において不開示情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、自己情報の開示を請求しようとする者に自己情報開示請求権を保障することと、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報である場合の当該第三者の権利利益を保護し、及び円滑な行政運営の推進等の公益を確保していくこととの調和を図ることにある。

(2) 一方、行政機関法における不開示情報は、開示範囲をできる限り広くするため、事項的基準のみでなく定性的基準を加味する等、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の不開示情報との整合性に配慮するとともに、本人に対して自己の個人情報を不開示とすることと、他人の個人情報を不開示とすることの保護法益の差異に留意して定められている。

(3) 今回の改正では、条例における(1)の考え方に加え、行政機関法における(2)の考え方についても採り入れる形で見直しを図る必要がある。

(4) そのため、条例の不開示情報については、下記のとおり見直しを行うのが適当である。

## **ア 基本的に現行どおりとするもの**

### **(ア) 法令秘情報**

法令秘情報については、法令又は他の条例の規定により開示することができない情報を不開示とするものであるが、条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができることとされていることから、法令の規定により開示することができないとされている個人情報については、本条例においても不開示としなければならないものである。

また、他の条例において特別の理由により不開示と定めている個人情報は、その条例が一般法としての本条例に優先することから、本条例においても不開示とするものである。

### **(イ) 不開示指示情報**

実施機関が法律上従う義務を有する国の機関から、法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示により開示することができない情報については、法律又はこれに基づく政令に根拠を有する以上、当該指示に対しては、従わざるを得ないことから、不開示とするものである。

### **(ウ) 法人等情報**

法人等情報については、行政機関法と同様の内容であることから、基本的に改正する必要はない。

ただし、行政機関法では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、開示することとされている。これは、不開示にすることによる法人等の利益と、開示により人の生命、健康、生活又は財産が保護される利益とを比較衡量して、後者が優先する場合においては、当該情報を開示することとしているものである。

このことにより、開示請求者の権利利益がより保護されることとなることから、条例においても、行政機関法と同様の規定を設けるのが適当である。

### **(エ) 審議検討等情報**

審議検討等情報については、行政機関法と同様の内容であり、規定の表現も同じであるので、改正する必要はない。

### **(オ) 事務事業情報**

事務事業情報については、行政機関法と同様の内容であることから、基本的に改正する必要はない。

ただし、これまで評価等情報とされていた試験及び人事管理に係る事務に関する情報を事務事業情報に含めるとともに、租税の賦課及び徴収に係る事務に関する情報を、行政機関法と同様に、条文に明記することが適当である。

## イ 行政機関法を参考に改正するもの

### (ア) 開示請求者以外の個人に関する情報

青森県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）では、個人に関する情報については原則不開示とし、一定の要件を満たす情報（情報公開条例第7条第3号ただし書イ～ハに該当する情報）については開示することとしている。

しかし、条例では、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報や、職務遂行に係る公務員の職、氏名等（上記ただし書イ及びハ）については、開示しても個人の正当な利益が侵害されるおそれがない情報として取り扱うことができると考えられること、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（上記ただし書ロ）については、条例における開示・不開示の判断は、純粹に開示請求者の個人の利益と開示請求者以外の個人の利益との比較衡量の問題であり、公益の保護の観点からは、基本的に考慮する必要はないものと考えられることから、どちらもただし書として規定する必要はなく、情報公開条例と同様の規定とする必要はないとされてきたところである。

一方、行政機関法では、開示請求者以外の個人に関する情報についての不開示情報は、情報公開法第5条第1号の個人に関する不開示情報に対応させることとしている。

これは、プライバシーの具体的内容が、我が国では、法的にも社会通念上も必ずしも確定していないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用しつつ、公知の情報等、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれのないものや、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが認められる情報等、たとえ開示請求者以外の個人の権利利益を侵害しても開示すべきであると認められるものについては、開示を義務付けているものである。

条例についても、個人が識別される情報を原則として不開示とした上で、開示できるものについては明確に規定することがより適切であると認められることから、開示請求者以外の個人に関する情報については、行政機関法と同様の規定とすることが適当である。

なお、公務員等の職務遂行情報について、当該公務員等の氏名（警察職員の氏名を除く。）を開示することとするのは、情報公開条例との整合を図るものである。

## **(イ) 公共安全等情報**

条例では、「開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」と規定している。この場合、「支障が生ずるおそれ」が実際にあるかどうかの当否については、司法審査の場において判断されることになる。

一方、行政機関法では、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と行政機関の長の第一次的判断が尊重される規定とされている。これは、本情報については、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるので、司法審査の場においては、裁判所は、本情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当であるとの考えによるものである。この場合、司法審査の場において、裁判所は、「支障が生ずるおそれ」があるか否かを判断するのではなく、行政機関の長が「支障が生ずるおそれがある」と判断したその判断（第一次判断）が「相当の理由」によってなされたものであるか否かを判断することとなる。

公共安全等情報については、情報公開条例においても、公安委員会及び警察本部長の実施機関入りに当たり、同様の改正が行われていることから、本規定についても、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とすることが適当である。

## **ウ 削除するもの 評価等情報**

本情報を不開示情報として条文に明記した理由は、診療、選考といった内容の情報は、開示請求件数が多い上に、事務の性質上、そのほとんどが不開示になる可能性が高いことから、代表的な不開示の類型の一つとして特に設けることとしたものである。しかし、現在では、このような情報も開示される方向に向かっており、必要であれば、事務事業情報（試験及び人事管理に関する情報等）や、新たに設けられる開示請求者本人に関する情報（診療に関する情報等）として不開示とすることも可能であることから、特にこのような内容の情報を不開示情報として明記する必要はなくなつたと考えられる。

## **エ 新たに設けるもの**

## (ア) 開示請求者本人に関する情報

情報公開制度においては、請求者が誰であるかを問わず不開示情報に該当するか否かを判断するという方針がとられているため、「個人に関する情報」の「個人」には請求者本人に関する情報も含まれるとされているのに対し、個人情報保護制度においては、本人の自己情報開示請求権を認めているので、本人に関する保有個人情報が含まれているという理由で本人に対して当該保有個人情報の開示を否定することは、本来、背理であるとして、本人以外の第三者の個人に関する情報が含まれていることを理由とする不開示のみを認めている。

しかし、例えば不治の病気に関する情報であって、本人がそれを知ることにより、精神的に大きな打撃を受け、健康が悪化するおそれがあるような場合には、たとえ本人に対しても開示することができないケースもあると考えられる。

したがって、条例においても、開示請求者本人に関する情報については、原則的に開示するものであるが、開示することによって開示請求者の生命、健康等を害するおそれがあると認められる場合には、行政機関法と同様に、不開示とすることが適当である。

なお、行政機関法と同様に、条例においても、未成年者等の法定代理人が開示請求をする場合には、当該未成年者等を開示請求者とし、例えば親が子を虐待している場合に、子が児童相談所に相談に行き、その情報を親が開示請求したような場合には、当該保有個人情報を開示することによって、当該子の権利利益を侵害するおそれがあることから、当該保有個人情報については不開示とすることが適当である。

## (イ) 任意提供情報

行政機関法では、法人等情報の一つとして、事業を営む個人又は法人等が行政機関からの要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供した情報であって、当該条件が合理的であると認められるものは不開示としている。

個人又は法人等は、法的に提出が義務付けられていない情報については、それを他人に提供するか否か、提供するとした場合、どのような条件のもとで提供するかについて、自己の判断で決定する自由を有する。

このような前提からすれば、個人又は法人等が、行政指導等に当たって任意に情報を提供する場合、非公開約束をすることも認められる。

そのような場合に、不開示を前提として実施機関に任意に提出した情報を実施機関が一方的に開示するとなれば、将来の協力が得られなくなり、事務又は事業に支障を生ずるおそれがあるにとどまらず、契約違反又は信義則違反による損害賠償責任を負うことにもなりかねないことから、条例についても、行政機関法と同様の規定を設けることが適当である。



なお、行政機関法では、本情報は法人等に関する情報として規定しているが、任意に提供された情報が個人に関する情報である場合をも含めて措置すべきであると考えられるので、法人等情報の一形態としてではなく、独立した不開示情報として規定するのが適当である。

また、本情報については、行政機関法と同様に、公益上の理由による例外規定を設けるのが適当である。

## 第 1 - 4 開示請求

### (5) 裁量的開示（現行条例に規定なし）

裁量的開示の規定を設けることとする。

#### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、不開示情報に該当するかどうかの判断自体においては、不開示にすることの必要性が認められる場合であっても、個別具体的事情によっては、開示することの利益が不開示とすることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることは否定できないことから、行政機関の長の高度な行政的判断により裁量的開示を行う余地を残しておくべきであるとして、例外的に裁量的開示を認めることとしている。
- (2) 条例上、不開示情報に該当すると考えられる場合であっても、個人の権利利益を保護するため、開示することが特に必要であると認められる場合があり得ることは否定できないことから、条例についても、行政機関法と同様の規定を設けることが適当である。
- (3) なお、裁量的開示の裁量権が適切に行使されたかどうかについては、行政不服審査法に基づく不服申立て等も可能であるが、開示請求者以外の個人に関する情報について裁量的開示を行う場合には、個人の人格的な権利利益を侵害しないように格別に慎重な配慮が必要である。

## 第1 - 5 訂正等の請求

### (1) 訂正請求権（第22条（第26条））

法令又は他の条例の規定により保有個人情報の開示を受けた者について、条例による当該保有個人情報の訂正請求を認める。

訂正請求について、保有個人情報の開示を受けた日から一定の期間内にしなければならないとする規定は、設けないものとする。

#### 【説 明】

(1) 条例では、訂正等の請求をすることができるのとされているのは、条例第17条第1項又は第18条第2項の規定により実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報について、事実には誤りがあると認められる場合に限定されている。

(2) 一方、行政機関法では、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報のほか、開示決定に係る保有個人情報であって、第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたものについても、訂正の請求をすることができるのとされている。

(3) 法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報についても、訂正請求制度の対象とすることが、実施機関における保有個人情報の適正な取扱いの確保に資すると考えられることから、条例についても、基本的に行政機関法と同様の見直しを行うことが適当である。

(4) なお、行政機関法では、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないとされているが、条例ではこのような規定を設けていないため、行政機関法と同様の規定を設けることとした場合、訂正請求をしようとする者にとってはこれまでよりも明らかに不利な取扱いとなる。

また、開示された保有個人情報の内容が時間の経過により変更されたり、廃棄されることはあり得るが、その場合は不訂正の決定をすればよいと考えられる。訂正請求の期限を設けることにより、その後の保有個人情報の正確性が一応担保されるという面はあるが、訂正請求の期限が到来した場合であっても、再度開示を受けて訂正請求することは可能であり、実質的なメリットがあるとも言い難い。

よって、訂正請求の期限についての規定は設けないことが適当である。

## 第 1 - 5 訂正等の請求

### (2) 訂正義務（現行条例に規定なし）

訂正請求に理由があると認める場合の、実施機関の訂正義務を定める。

#### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないこととされている。
- (2) これについては、条例においても、訂正請求に理由があると認められる場合の訂正義務を明確化するため、行政機関法と同様の規定を設けることが適当である。

## 第1 - 5 訂正等の請求

### (3) 訂正等の決定通知期限の延長（第24条第4項、第5項）

訂正等の決定通知に特に長期間を要するとき（訂正等の請求に係る個人情報量が量的に著しく大量である場合を除く。）は、相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りることとする。

#### 【説 明】

(1) 条例では、個人情報の訂正等の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に当該個人情報の訂正等をするかどうかの決定をし、訂正等請求者に通知しなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、当該決定通知期間を訂正等の請求があった日から60日以内に限り延長することができるとしている。

また、訂正等の請求に係る個人情報量が著しく大量であるため、訂正等の請求があった日から60日以内にそのすべてについて訂正等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、訂正等の請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正等の決定通知をし、残りの個人情報については相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りるとしている。

(2) 一方、行政機関法では、保有個人情報の訂正請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に当該保有個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合には、当該決定期間を30日以内に限り延長することができるとしている。また、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるとしている。

(3) 本県においても、例えば、訂正請求の内容がかなり昔のものであるため、その時点の書類を探したり、調べたりするのに時間を要する場合や、決定に係る協議・判断に慎重を要するなどの理由で処理に長期間を要する場合は想定されることから、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の延長規定及び訂正等の請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合の延長規定のほかに、訂正等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときの延長規定を設けることが適当である。

## 第 1 - 5 訂正等の請求

### (4) 提供先への通知（現行条例に規定なし）

**実施機関は、保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知することとする。**

#### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、行政機関の長により保有個人情報の訂正が実施された場合、当該個人情報が他の行政機関、地方公共団体等に提供されている場合には、提供先において、事実と異なる保有個人情報が利用され続けるおそれがあることから、保有個人情報の提供先に訂正を実施した旨の通知を行うこととしている。
- (2) これについては、保有個人情報の提供先に対し、当該保有個人情報の訂正が行われた旨を通知することが、提供先における個人情報の正確性を担保することになると考えられることから、条例においても、行政機関法と同様の規定を置くことが適当である。

## 第1 - 6 利用停止請求（現行条例に規定なし）

実施機関において自己を本人とする保有個人情報 that 適正に取り扱われていないと思料されるときは、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることとする。

### 【説 明】

(1) 条例では、何人も、実施機関における自己を本人とする個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対し、その取扱いの是正の申出をすることができることとされている。

(2) 一方、行政機関法では、何人も、開示を受けた保有個人情報が、適法に取得されたものでないと思料されるとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されていると思料されるとき並びに例外事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用されていると思料されるときは、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができるとしている。

また、利用目的以外の目的で提供されていると思料されるときは、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができるとしている。

(3) 利用停止請求については、総務省通知においても、「今般、行政機関法において利用停止請求権に関する規定が整備されたことから、個人情報保護条例における関係規定の整備が必要である。」とされているところである。

(4) また、条例における是正の申出は、請求権と異なり、行政不服審査法による不服申立て又は行政事件訴訟法で争うことができないものであり、実施機関における個人情報の適正な取扱いを担保する観点からも、行政機関法と同様の利用停止請求権の制度を設けることが適当である。

(5) なお、改正に当たっては、行政機関法と同様に、利用停止請求権、利用停止請求の手続、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限及び利用停止決定等の期限の特例に関する規定を設けることとするが、次に掲げる事項については、訂正請求と同様に、本県独自の規定とすることが適当である。

#### ア 利用停止請求の期限

行政機関法では、利用停止請求は保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないとされているが、訂正請求の場合と同様の考え方により、当該

規定については設けないこととする。

イ 利用停止等の決定通知期限の延長

利用停止等の決定通知期限の延長に関する規定については、訂正請求の場合と同様の考え方により、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の延長規定及び利用停止等の請求に係る保有個人情報著しく大量である場合の延長規定のほか、利用停止等の決定通知に特に長期間を要すると認めるときの延長規定を設けることとする。



## 第1-7 適用除外

次に掲げる保有個人情報については、開示、訂正及び利用停止に係る規定は適用しないこととする。

- ・ 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（裁判、検察官等が行う処分、刑の執行等を受けた者に係るものに限る。）
- ・ 刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記載されている保有個人情報
- ・ 漁業法第50条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報  
次に掲げる個人情報については、条例の規定を適用しないこととする。
- ・ 統計法第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- ・ 統計法第8条第1項の規定により届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- ・ 統計報告調整法第4条第1項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報
- ・ 青森県統計調査条例第2条第1項に規定する統計調査によって集められた個人情報

### 【説 明】

(1) 行政機関法では、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（裁判、検察官等が行う処分、刑の執行等を受けた者に係るものに限る。）については、これらが個人の前科、逮捕歴等の高度のプライバシーに係る情報であり、開示請求等の対象とすると、就職の際に本人の前科等の個人情報ファイルの開示請求結果を提出させる等の方法で前科等を審査するために用いられるおそれがあり、本人の社会復帰を妨げる等の弊害が生ずる可能性があることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の適用除外としている。

条例においても、行政機関法と同様に、当該保有個人情報については、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の適用除外とする旨の規定を設けることが適当である。

(2) また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）では、不動産登記簿、戸籍、商業登

記簿、刑事訴訟に関する書類及び押収物、免許漁業原簿等に記録されている保有個人情報については、独自の完結した体系的な開示制度等が個別法で定められていることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の適用除外としている。

条例においては、これらの保有個人情報のうち、実施機関において保有していると考えられる刑事訴訟に関する書類及び押収物並びに免許漁業原簿について、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の適用除外とする旨の規定を設けることが適当である。

(3) さらに、整備法では、統計法及び統計報告調整法に基づく統計調査によって集められた個人情報については、集計後は個人が識別されない形で利用提供されること、調査票について目的外利用が厳格に制限されていること、国の行政機関のみならず地方公共団体も統計調査を実施するため、統計法等の体系に従った一体的な管理運営が行われていることといった理由から、行政機関法の規定を適用しないこととしている。

条例においても、統計法等に基づく統計調査によって集められた個人情報については、一般に個人が識別されない形で処理され、使用されることを前提としているものであること、及び統計法等において、秘密の保護、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、第2章（実施機関が取り扱う個人情報の保護）の規定を適用しないこととしている。

なお、整備法において、統計法等に基づく統計調査によって集められた個人情報については、行政機関法の罰則規定等についても適用しないこととされていることから、条例においても、罰則規定等を含めて、条例の規定を適用しないこととするのが適当である。

## 第1 - 8 個人情報保護審査会の答申内容の公表（現行条例に規定なし）

個人情報保護審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。

### 【説 明】

- (1) 情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「審査会設置法」という。）では、情報公開・個人情報保護審査会の説明責任（アカウントビリティ）の観点から、同審査会が行った答申の内容を公表すべきことを定めている。
- (2) このことについて、条例では、公表内容を工夫したとしても、不服申立人あるいは参加人等の権利利益を害するおそれがあることを否定できないことから、これと同様の規定を設けることについては慎重にならざるを得ないとして、同様の規定を設けていない。
- (3) しかし、審査会の説明責任の観点からみれば、答申内容について県民等にその内容を周知する意義は大きく、例えば個人が識別できる情報が記載された部分を除くなど、公表の方法を工夫することにより、答申内容を公表することは可能と考えられることから、審査会設置法と同様の規定を設けることが適当である。

## 第 1 - 9 罰則

### (1) 実施機関の職員等に対する罰則（現行条例に規定なし）

**実施機関の職員等が個人情報をも不正に取り扱った場合の罰則規定を設ける。**

#### 【説 明】

(1) 条例では、実施機関が取り扱う個人情報について、収集の制限や利用提供の制限等の規定が設けられているが、実施機関の職員の条例遵守については、地方公務員法の服務規定（第32条（法令・条例の遵守等）第34条（守秘義務）第60条（罰則））や刑法（職権濫用罪、公用文書等毀棄罪）の規定で担保されているという理由から、罰則規定は設けてこなかったところである。

(2) しかし、国では、行政機関におけるIT化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するため、国家公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加え、行政機関法に罰則規定を設けている。

(3) 本県においても、IT化の進展に伴い、個人情報の漏えい等の事態が県民の生命、身体、財産等の権利利益に及ぼす影響はこれまでと比較にならないくらい大きくなってきており、県における個人情報の適正な取扱いに対する要請もますます強くなってきているところである。このことから、実施機関の個人情報の適正な取扱いの確保を担保するとともに、県に対する県民からの信頼を確保するため、条例においても実施機関の職員（職員であった者を含む。）に対する罰則規定を設けることが適当である。

これについては、総務省通知においても、「国における法整備の状況を踏まえ、各地方公共団体においても、関係機関と協議の上、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい。」とされているところである。

(4) また、行政機関法における罰則規定は、個人情報を不正に取り扱った際の被害の広範性、甚大性及び社会に与える影響の大きさの点を考慮して定められたものであり、実施機関の職員が同様の行為を行った場合にも同じ程度の影響があると考えられることから、条例においても、行政機関法と同じ内容の罰則規定を設けることが適当である。

(5) さらに、実施機関の個人情報の適正な取扱いの確保を担保するためには、実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いに従事している者又は従事していた者が、当該業務に係る個人情報を不正に取り扱った場合には、実施機関の職員と同様の罰則規定を

設けることが適当である。

- (6) なお、情報通信ネットワークのグローバル化により、情報を瞬時に県の区域外に送ることが可能であることから、県の区域外において個人情報を不正に取り扱った者に対しても、罰則規定が適用されるようにすべきである。

## 第 1 - 9 罰則

### (2) 個人情報保護審査会委員に対する罰則（現行条例に規定なし）

個人情報保護審査会委員又は個人情報保護審査会委員であった者が、条例の守秘義務規定に違反して秘密を漏らした場合の罰則規定を設ける。

#### 【説 明】

- (1) 条例上、個人情報保護審査会委員（以下「委員」という。）の守秘義務違反に対する罰則規定は、設けられていない。
- (2) 一方、審査会設置法では、情報公開・個人情報保護審査会委員の守秘義務を担保するための罰則規定が設けられている。これは、審査会設置法が、強制力を持つインカメラ審理の権限を有する同審査会の委員が秘密を守ることに對する国民及び行政機関の信頼を確保することを重視していると考えられる。
- (3) 審査会が、実施機関が不開示とした情報を直接見分して調査審議する機能を有しており、これらの情報を取り扱う実施機関の職員が守秘義務違反をした場合は、地方公務員法上の罰則の対象となること、情報公開審査会委員に対しても既に罰則規定が設けられていること、罰則規定を設けることによって、個人情報の保護がより担保されることなどを総合的に判断すると、条例についても、委員又は委員であった者が、条例の守秘義務規定に違反して秘密を漏らした場合の罰則規定を設けることが適当である。
- (4) また、量刑については、個人情報の漏えいについて地方公務員法上の守秘義務違反に比べて重い罰則が課せられることとなる実施機関の職員等との均衡を考慮すれば、委員についても、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とするのが適当である。

## 第1 - 9 罰則

### (3) 開示を受けた者に対する罰則（現行条例に規定なし）

**偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則規定を設ける。**

#### 【説 明】

(1) 行政機関法では、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処することとしている。

(2) 本規定は、現行法に既に設けられていた規定であるが、条例制定当時は、他都道府県において同様の規定を設けているところがなかったことから、本県でもこれを設けなかったものである。

しかし、自己以外の者の権利利益を侵害しないようにするという観点からみれば、実施機関の職員等だけでなく、開示請求者にも適正な権利の行使を求めることが妥当であると考えられること、不正な開示請求による個人の秘密に属する情報の漏えい等が社会的に重大な影響を及ぼしかねないことなどを考慮すれば、行政機関法と同様の規定を設けることが適当である。

ただし、地方自治法の規定により、条例では5万円を超える過料を科すことができないことから、過料の上限は5万円とすることとする。

## 第2 改正の必要がないと考えられる事項等

### 1 死者の個人情報（第2条第1号）

死者の個人情報については、現行条例と同様に、条例上の個人情報からは除かないこととし、遺族からの開示請求は、原則として認めないこととする。

#### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、「個人情報」を、生存する個人に関する情報であるとしている。これは、同法が、個人情報の本人の権利利益を保護することを目的として制定されるものであり、死者に関する情報は、本人が開示請求権を行使できないなど同法の対象とする意義に乏しいという理由から、「個人情報」を、生存する個人に関する情報に限定したものである。
- しかし、死者に関する情報であっても、それが死者の遺族の情報でもある場合は、当該遺族に関する情報として同法の対象となるとされている。
- (2) 一方、条例では、死者の個人情報について特段の定めはなく、そのため、死者についても生存者と同様に個人の権利利益が守られなければならないと解釈されている。
- 死者に関する個人情報についても、取得の制限、利用及び提供の制限、安全性及び正確性の確保等の規定の対象とすべきと考えられることから、死者の個人情報を条例上の個人情報から除かないことが適当である。
- (3) なお、死者の個人情報についての開示請求は、たとえ当該死者の遺族からのものであったとしても、原則として認めていないが、事案によっては、死者の個人情報が遺族の個人情報でもあると認められる場合もあり得るので、遺族が自己に関する情報として開示請求を行った情報の中に、死者に関する情報が含まれている場合は、それが当該遺族本人の個人情報でもあると認められる場合に限り開示請求を認めるのが適当である。

#### （検討経緯）

遺族本人の個人情報が含まれていない場合であっても、遺族が死者に関する情報を開示請求することに相当の理由があると認められる場合も考えられることから、遺族からの開示請求をある程度認めるべきであるとの意見もあった。



## 第2 - 2 情報機器の結合による提供の制限（第9条）

情報機器の結合による提供の制限に関する規定については、改正後も引き続き規定することとする。

### 【説 明】

- (1) 行政機関法では、情報機器の結合による提供の制限に係る規定はなく、総務省通知においても、「個人情報保護条例において一律にオンライン結合を禁止している場合には、早急な規定の見直しが必要である。」とされているところである。
- (2) 条例では、「実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに個人情報を提供してはならない。」としており、一律的にオンライン結合を禁止してはいない。
- (3) 条例の規定の趣旨は、個人情報が通信回線を用いた情報機器等の結合により処理される場合は、大量かつ瞬時に、不可視の状態を提供されるため、情報が漏えいした場合には個人の権利利益を侵害する度合いが大きいことから、実施機関がこのような方法により個人情報を実施機関以外のものへ提供することを制限しつつも、行政情報化による便益はネットワーク化によりもたらされる面が大きいので、有益な行政事務の遂行のために必要である場合、十分な保護措置を講じた上でのオンライン結合は肯定するのが適当と考えたものである。  
これらの点を考慮すると、情報機器の結合による提供の制限に関する規定は、引き続き現行の規定を維持することが適当である。

## 第2 - 3 事業者が取り扱う個人情報の保護

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定については、現行の規定を維持することとする。

### 【説明】

(1) 条例では、個人情報の保護に関する事業者の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるため、事業者の自主的対応の推進を基本とする措置を規定している。

(2) 個人情報の保護に関する法律（以下「基本法」という。）では、地方公共団体は、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしているほか、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。

また、基本法では、個人情報データベース（特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの）を構成する個人の数が5,000を超える事業者を個人情報取扱事業者とし、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっての具体的な義務や、これら事業者に対する主務大臣の権限を規定している。

(3) 事業者等に対する支援措置の内容については、「個人情報の保護に関する基本指針」において、「既に条例の制定等により、実施されているところである。こうした地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として今後とも重要であるが、その運用は、法及び各省庁のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体がその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。」と定められている。

(4) これらのことから、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定について、基本法との整合性を図るために検討する事項は、

基本法において主務大臣が権限を行使することができる個人情報取扱事業者に対して、条例でも知事が権限を行使することができることとするか。

個人情報取扱事業者に該当しない中小事業者に対して、条例で知事が権限を行使することができることとするか。

基本法で個人情報取扱事業者の義務等の適用除外となっている報道機関等を、条例でどのように取り扱うべきか。

基本法にない「公表」措置を、条例で残しておくべきか。  
が挙げられる。

(5) これらの事項については、基本法が最終的に罰則規定を設けているのに対し、現行条例の規定は、事業者への行政指導として位置付けており、その趣旨が異なることから、すべての事業者を条例の措置規定の対象とすることについて、法律に抵触するということはないと考えられる。よって、現行の規定を維持することが適当である。

なお、個人情報取扱事業者については、基本法に基づく対応と、条例に基づく対応があり得るが、これについては、基本法と条例の適用関係が明確となるよう運用上配慮する必要がある。

参考 1

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 3月29日 (第8回審査会)	知事から青森県個人情報保護条例の改正について諮問を受けた。
平成16年 5月 7日 (第9回審査会)	<p>諮問事項の審議を行った。</p> <p>第1 改正が必要であると考えられる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関</li> <li>2 個人情報取扱事務登録簿</li> <li>3 実施機関における個人情報の取扱い               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保有の制限等</li> <li>(2) 取得の制限</li> <li>(3) 利用目的の明示</li> <li>(4) 利用及び提供の制限</li> <li>(5) 委託に伴う措置等</li> </ol> </li> <li>4 開示請求               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用目的の通知</li> <li>(2) 必要的意見聴取</li> <li>(3) 不開示情報</li> <li>(4) 裁量的開示</li> </ol> </li> <li>5 訂正等の請求               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 訂正請求権</li> <li>(2) 訂正義務</li> <li>(3) 訂正等の決定通知の延長</li> </ol> </li> </ol>

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 5月26日 (第10回審査会)	諮問事項の審議を行った。 第1 改正が必要であると考えられる事項 5 訂正等の請求 (4) 提供先への通知 6 利用停止請求 7 適用除外 8 個人情報保護審査会の答申内容の公表 9 罰則 第2 改正の必要がないと考えられる事項 1 死者の個人情報 2 情報機器の結合による提供の制限 3 事案の移送 4 事業者が取り扱う個人情報の保護 第3 公安委員会及び警察本部長の実施機関入りに伴い 検討を要すると考えられる事項 1 取得の制限 2 利用及び提供の制限 3 事案の移送 4 準備期間
平成16年12月20日 (第11回審査会)	答申案等の検討を行った。
平成17年 1月 5日	知事に対して答申した。

参考 2

青森県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
材切 加ミ 大 澤 一 實	弁護士	会長職務代理者
ツマ Iロ 對 馬 榮 子	青森明の星高等学校校長	
ハカリ ヤアキ 長谷川 靖 晃	弁護士	会長
ムタ 弘才 村 田 輝 夫	弘前大学人文学部助教授	
ヨサリ 夕加 米 澤 章 子	青森放送株式会社報道制作局参事	

## 青森県個人情報保護条例

(平成10年12月青森県条例第57号)  
改正(平成11年10月青森県条例第53号)  
改正(平成11年12月青森県条例第59号)  
改正(平成12年3月青森県条例第110号)  
改正(平成13年3月青森県条例第15号)  
改正(平成14年7月青森県条例第61号)  
改正(平成16年3月青森県条例第13号)

### 目次

- 第1章 総則(第1条 - 第5条)
  - 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
    - 第1節 個人情報の取扱い(第6条 - 第12条)
    - 第2節 個人情報の開示及び訂正等(第13条 - 第26条)
    - 第3節 個人情報の取扱いに係る是正の申出及び苦情処理(第27条 - 第28条)
    - 第4節 雑則(第29条 - 第31条)
  - 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第32条 - 第38条)
  - 第4章 青森県個人情報保護審査会(第39条 - 第48条)
  - 第5章 雑則(第49条 - 第50条)
- 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人をいう。
- (4) 本人 個人情報により識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - ロ 県立図書館その他の県の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

##### (県の責務)

第3条 県は、個人情報の適正な取扱いの確保その他の個人情報の保護に関し必要な施策を実施するものとする。

##### (事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、県が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### (県民の責務)

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に努めるとともに、自己以外の者に関する個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

##### 第1節 個人情報の取扱い

##### (個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の項目
- (5) 個人情報の収集先及び提供先
- (6) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、県の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき収集する場合又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (2) 本人の同意を得て収集するとき。
- (3) 出版、報道その他の方法により公にされたものから収集するとき。
- (4) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 国若しくは他の地方公共団体又は実施機関以外の県の機関から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集したのでは当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報取扱事務に係る個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき、利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意を得て、利用し、又は提供するとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(情報機器の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合する方法により、実施機関以外のものに個人情報を提供してはならない。

(安全性及び正確性の確保等)

第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、その保有する個人情報について、当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で正確、完全かつ最新なものとしておくよう努めなければならない。

3 実施機関は、その保有する個人情報について、当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を達成したこと等により保有する必要がなくなったときは、これを確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、重要な記録又は歴史的な資料として保存する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(職員の責務)

第11条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報について収集方法、使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。



- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該個人情報取扱事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第2節 個人情報の開示及び訂正等

### (自己情報の開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

### (開示請求の方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類等で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### (開示請求に対する決定、通知等)

第15条 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求があった際、直ちに、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定をし、かつ、当該決定に基づき開示する場合にあっては、口頭で告知すれば足りる。

- 2 実施機関は、開示請求があった場合において、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第20条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合又は前項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合において、当該個人情報の全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲をこれらの規定による通知(以下「開示等の決定通知」という。)に係る書面に記載しなければならない。

- 4 開示等の決定通知は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、開示等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 6 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等の決定通知をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報に係る開示等の決定通知をする期限

- 7 開示請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める個人情報を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

- (1) 第4項に規定する期間内に開示等の決定通知がない場合(当該期間内に第5項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。) 開示請求に係る個人情報
- (2) 第4項に規定する期間内に第5項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された開示等の決定通知の期限までに開示等の決定通知がないとき。 開示請求に係る個人情報
- (3) 第4項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合
  - イ 前項前段に規定する開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき開示等の決定通知をすべき期間内に当該開示等の決定通知がないときあっては、開示請求に係る個人情報
  - ロ 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの個人情報に係る開示等の決定通知がないときあっては、当該残りの個人情報

### (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 開示請求に係る個人情報が県、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) 県以外の地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)

及び開示請求者以外の者（以下この条及び第25条において「第三者」という。）に関する情報であるときは、実施機関は、前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第17条 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。ただし、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書を直接閲覧又は視聴に供することにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、開示請求に係る個人情報の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えて、当該行政文書を複写した物を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより、行うことができる。

- (1) 行政文書のうち文書、図画又は写真に記録されている個人情報 当該個人情報が記録されている文書、図画又は写真の閲覧又は写しの交付
- (2) 行政文書のうちフィルムに記録されている個人情報 当該個人情報が記録されているフィルムの視聴又は写しの交付
- (3) 行政文書のうち電磁的記録に記録されている個人情報 当該個人情報が記録されている電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

2 個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムに記録されている個人情報については、当該文書、図画、写真若しくはフィルムの写し又はこれらを複写した物の写しを送付する場合を除き、実施機関が開示等の決定通知の際に指定する日時及び場所において行う。

3 開示決定に基づき個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

4 第14条第2項の規定は、開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者について準用する。

（口頭による開示請求等）

第18条 行政文書に記録されている個人情報のうち、開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報として実施機関が定める個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、前3条の規定にかかわらず、当該実施機関が別に定める方法により、直ちに当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、前項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

（開示義務）

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例の規定により開示することができない情報
- (2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開示することができない情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の正当な利益が侵害されるおそれがあるもの
- (4) 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (5) 選考、診療、指導、相談その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の実施の目的が損なわれ、又は当該事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (6) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - イ 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- 八 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 二 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報に該当する情報とそれ以外の情報とがある場合において、これらの情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該不開示情報に該当する情報を除いて、開示しなければならない。
- 3 開示請求に係る個人情報に第1項第3号の情報に該当するものがある場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の個人を識別することができることとなる情報を除くことにより、開示しても、当該個人の正当な利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該情報を除いた情報は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
- (個人情報の存否に関する情報)
- 第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
- (費用負担)
- 第21条 開示請求をして文書、図画、写真若しくはフィルム又はこれらを複写した物の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。
- 2 開示請求をして電磁的記録の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。
- (訂正等の請求)
- 第22条 何人も、第17条第1項又は第18条第2項の規定により実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の請求をすることができる。
- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正等の請求(以下「訂正等の請求」という。)について準用する。
- (訂正等の請求の方法)
- 第23条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等を求める箇所及び内容
- (4) その他実施機関が定める事項
- 2 訂正等の請求をしようとする者は、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第14条第2項の規定は訂正等の請求をしようとする者に、同条第3項の規定は訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)について準用する。
- (訂正等の請求に対する決定、通知等)
- 第24条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、必要な調査を行い、訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をするかどうかの決定(以下「訂正等の決定」という。)をし、訂正等の決定の内容を訂正等請求者に書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により訂正等をする旨の決定をしたときは、遅滞なく訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をするとともに、その旨を訂正等請求者に書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定による通知(以下「訂正等の決定通知」という。)は、訂正等の請求があった日から30日以内にしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正等の請求があった日から60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、遅滞なく、訂正等の決定通知の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 訂正等の請求に係る個人情報が著しく大量であるため、訂正等の請求があった日から60日以内にそのすべてについて訂正等の決定通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正等の決定通知をし、残りの個人情報については相当の期間内に訂正等の決定通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、訂正等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報に係る訂正等の決定通知をする期限
- 6 訂正等請求者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める個人情報の訂正等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。
- (1) 第3項に規定する期間内に訂正等の決定通知がない場合(当該期間内に第4項後段又は前項後段の規定による通知があった場合を除く。) 訂正等の請求に係る個人情報
- (2) 第3項に規定する期間内に第4項後段の規定による通知があった場合において、同項の規定により延長された訂正等の決定通知の期限までに訂正等の決定通知がないとき。 訂正等の請求に係る個人情報
- (3) 第3項に規定する期間内に前項後段の規定による通知があった場合
- イ 前項前段に規定する訂正等の請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき訂正等の決定通知をすべき期間内に当該訂正等の決定通知がないときにあっては、訂正等の請求に係る個人情報

口 前項第2号に規定する期限までに同号に規定する残りの個人情報に係る訂正等の決定通知がないときであつては、当該残りの個人情報

(不服申立てがあつた場合の手續)

第25条 実施機関は、開示決定等又は訂正等の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、青森県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第4項第2号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正等の決定(訂正等の請求に係る個人情報の全部について訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部について訂正等をするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 諮問実施機関は、諮問に対する答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

4 第16条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(適用除外)

第26条 法令又は他の条例(青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号)を除く。)の規定により自己を本人とする個人情報の開示を受けることができる場合における当該個人情報の開示については、第13条から第21条まで及び前条の規定を適用しない。

2 法令又は他の条例の規定により自己を本人とする個人情報の訂正等を求めることができる場合における当該個人情報の訂正等については、第22条から前条までの規定を適用しない。

3 実施機関以外の県の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに記録されている個人情報については、この節の規定を適用しない。

### 第3節 個人情報の取扱いに係る是正の申出及び苦情処理

(是正の申出)

第27条 何人も、実施機関における自己を本人とする個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該実施機関に対し、その取扱いの是正の申出をすることができる。

2 前項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正を求める個人情報の取扱い及び内容
- (4) その他実施機関が定める事項

3 実施機関は、是正の申出があつたときは、速やかに、必要な調査を行い、是正の申出に対する処理を行うとともに、当該処理の内容を是正の申出をした者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、是正の申出を適正に処理するため必要があると認めるときは、青森県個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

5 第13条第2項の規定は是正の申出について、第14条第2項の規定は是正の申出をしようとする者について準用する。

(苦情処理)

第28条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の申出があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### 第4節 雑則

(県が出資する法人の講ずる措置)

第29条 県が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この章の規定に基づく実施機関の措置に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適用除外)

第30条 次に掲げる個人情報については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により届け出られた統計調査によって集められた個人情報

- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- (4) 青森県統計調査条例(昭和25年3月青森県条例第10号)第2条第1項に規定する統計調査によって集められた個人情報

(施行事項)

第31条 この章の規定の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

### 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(個人情報取扱指針)

第32条 知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針(以下「個人情報取扱指針」という。)を定めなければならない。

2 知事は、個人情報取扱指針を定めようとするときは、あらかじめ、青森県個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、個人情報取扱指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、個人情報取扱指針の変更について準用する。

(取扱いの適正化)

第33条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、事業者に対し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な取扱いのための措置について必要な助言及び指導を行うことができる。

(不適正な取扱いの是正措置)

第34条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、書面により、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、青森県個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。

(苦情等の処理)

第35条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出又は相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(説明又は資料提出の要求)

第36条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、その個人情報の取扱いに関し説明又は資料の提出を求めることができる。

(公表)

第37条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 正当な理由がなく第34条第1項の規定による勧告に従わなかったとき。

(2) 正当な理由がなく前条の規定による説明又は資料の提出の要求に応じないとき。

(3) 前条の規定による説明又は資料の提出の要求に対して、虚偽の説明をし、又は虚偽の資料を提出したとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 知事は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、青森県個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第38条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

2 知事は、国又は他の地方公共団体から事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護することを目的に協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

### 第4章 青森県個人情報保護審査会

(設置及び組織)

第39条 第25条第1項、第27条第4項、第32条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第34条第2項及び第37条第3項の規定による諮問に応じて審査を行わせるほか、知事の諮問に応じて個人情報の保護制度の運営に関する重要事項を調査審議させるため、青森県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第40条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査権限)

第41条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定に係る個人情報記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第42条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた不服申立人又は参加人は、あらかじめ審査会が定めた人数の範囲内において、補佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第43条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第41条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料等の写しの送付）

第44条 審査会は、第41条第3項若しくは第4項又は第42条第3項の規定により不服申立人等から資料又は意見書の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、不服申立人等（当該資料又は意見書を提出した者を除く。）に対し、当該資料又は意見書の写しを送付しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第45条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めるときは、公開することができる。

（答申書の送付）

第46条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

（守秘義務）

第47条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長への委任）

第48条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第5章 雑則

（運用状況の公表）

第49条 知事は、毎年度、この条例の運用状況を公表しなければならない。

（施行事項）

第50条 この条例（第2章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。ただし、第31条及び第4章並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、平成11年9月30日までに」とする。

（青森県情報公開条例の一部改正）

3 青森県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第12条中「第10条各号」を「前条各号」に改め、「前条第1項の開示請求の場合にあっては、第10条第3号に該当する情報であって本人に係るものを除く。」を削り、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第2項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「他の条例」の下に「青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）を除く。」を加え、同条を第15条とする。

第17条第1項中「第14条第1項及び第15条第3項」を「第13条第1項及び第14条第3項」に改め、同条を第16条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第4項中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附則第5項中「第15条第3項」を「第14条第3項」に、「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

（青森県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の前になされた前項の規定による改正前の青森県情報公開条例第10条第3号に該当する情報が記録されている同条例第2条第2号に規定する公文書の開示の請求又は申出に係る開示については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年9月青森県条例第39号)の一部を次のように改正する。  
第1条第17号の2の次に次の1号を加える。

17の3 個人情報保護審査会委員

別表第2 公文書開示審査会委員の項の次に次のように加える。

個人情報保護審査会委員	同	9,800円
-------------	---	--------

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年9月青森県条例第43号)の一部を次のように改正する。  
第1条第17号の2の次に次の1号を加える。

17の3 個人情報保護審査会委員

「公文書開示審査会委員

別表第3中「公文書開示審査会委員」を に改める。

個人情報保護審査会委員」

(青森県統計調査条例の一部改正)

- 7 青森県統計調査条例の一部を次のように改正する。  
第9条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第10条とする。  
第8条中「すみやかに」を「速やかに」に、「但し」を「ただし」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(調査票等の管理)

第8条 知事は、調査によつて集められた調査票その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

附 則(平成11年10月青森県条例第53号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則(平成11年12月青森県条例第59号抄)  
1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則(平成12年3月青森県条例第110号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則(平成13年3月青森県条例第15号)  
この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
附 則(平成14年7月青森県条例第61号)  
1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2 略

- 3 青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号)の一部を次のように改正する。  
第16条第1項中「国」の下に「、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」を加える。

第19条第1項第4号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同項第7号及び第8号中「国の機関」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号口中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号二中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

- 4 前項の規定による改正後の青森県個人情報保護条例第16条第1項及び第19条第1項の規定は、施行日以後になされた開示請求(同条例第13条第2項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月青森県条例第13号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
2 青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号)の一部を次のように改正する。  
第16条第1項中「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第19条第1項第4号中「及び県以外の地方公共団体」を「、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第7号中「及び県以外の地方公共団体の機関」を「、県以外の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人」に改め、同項第8号中「又は県以外の地方公共団体の機関」を「、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人」に改め、同号口中「又は県以外の地方公共団体」を「、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号二中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。